

法人市民税の申告・納付期限の延長について

浜田市税務課

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告書の作成・提出などができないやむを得ない理由がある場合には、申請により、その期限を延長することができます。

1 申告方法の変更

国税庁においては、新型コロナウイルスの影響により、個別指定による期限延長を申請する場合、これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていましたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要があります。

2 申告及び納付期限について

申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告及び納付を行ってください。なお、申告書が提出された日付をもって、申告及び納付期限として取り扱います。

3 申請手続きについて

所轄の税務署に提出された「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付（法人税の申告義務がない場合は、添付不要）のうえ、以下の方法により申告してください。

(1) 窓口または郵送によって提出される場合

申告書の余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

(2) 電子申告によって提出される場合

法人名または所在地の欄等に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

※申告書を提出された日が申請手続きの日となりますので、事前の手続きは必要ありません。

4 その他

当市に申告書の提出があるまで、遅延理由が不明のため（コロナウイルス感染症による影響か否か）、ご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

（提出先・お問い合わせ先）

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0855-25-9232（直通）